

茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成 19 年 1 月 24 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 292 条において準用する法第 200 条第 2 項及び第 6 項並びに第 202 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の設置)

第 2 条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

2 事務局職員の定数は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 5 号）の定めるところによる。

(定期監査)

第 3 条 監査委員は、法第 199 条第 4 項の規定による監査を行うときは、その期日の 7 日前までに監査の対象となる機関に通知するものとする。

(随時監査)

第 4 条 監査委員は、法第 199 条第 2 項、第 5 項又は第 7 項の規定による監査を行うときは、その期日の 7 日前までに監査を受けるもの及びこれらの関係機関に通知するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この限りでない。

(請求又は要求に基づく監査)

第 5 条 監査委員は、法令の規定により監査の請求又は要求を受理したときは、60 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(決算、証書類等の審査)

第 6 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項の規定により決算及び証書類その他の書類を審査に付せられたときは、60 日以内に意見を付して広域連合長に提出しなければならない。

(現金出納検査)

第 7 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による現金出納検査は、毎月 28 日に行う。ただし、その日が茨城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）に規定する休日に当たるとき、又は特別の理由により検査を行うこ

とができないときは、変更することができる。

(公表の方法)

第8条 監査委員が行う公表は、茨城県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第2号）に定める公表の例によるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。